

平成 25 年度共同募金による 「福祉のまちづくり応援事業」実施要領

1. 趣旨

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、地域における活動を応援するため本事業を実施するものです。

2. 実施主体

岩手県共同募金会山田町共同募金委員会
山田町社会福祉協議会

3. 助成の対象

山田町内において「福祉のまちづくり」を進める活動を実施している団体が対象となります。

4. 助成対象事業の例示

- (1) 支援活動に必要な備品・器具・機材の購入経費（パソコン、プリンターなど）
- (2) 活動に必要な研修、学習を行うための経費（会場費、資料代、講師謝金など）
- (3) その他この事業の目的に合った経費

5. 助成対象外の経費

この助成は、活動を側面から支援するものですので、運営の基本に当たる次の費用は対象となりません。 → 事務費 ・ 人件費 ・ 食糧費など

6. 助成限度額

- (1) 助成金総額 50 万円
- (2) 申請団体 1 事業とし、1 事業 5 万円までを限度

7. 助成対象の期間

同一の事業については、1 年間を限度とします。1 年を越え継続して助成を受けることはできません。

8. 募集の方法

本事業を広く周知し、活用の促進を図るため、公募方法により募集を行います。

9. 応募の方法・期間

助成を希望する団体は、「助成金交付要望書」（様式 1）に必要事項を記入のうえ、山田町社会福祉協議会に提出します。

＜公募の期間＞ 平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで（1 ヶ月間）

10. 助成の審査・決定

助成の審査は、岩手県共同募金会山田町共同募金委員会審査委員会により行い、助成団体および金額を決定します。決定の通知は、平成 25 年 7 月中に行います。

11. 助成金の交付

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、「助成金交付申請書」（様式 2）の提出を受けて、平成 25 年度中に交付します。

12. 事業実績報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業完了後 1 月以内に、「事業実績報告書」（様式 3）を本会に提出します。

13. 助成事業の広報

助成決定を受けた団体は、事業の実施に当たり、共同募金の助成事業である旨を明示します。